

様式第二十八（第17条関係）

特別事業再編計画の認定申請書

主務大臣 名 殿

年 月 日

法 人 番 号
住 所
名 称
代表者の氏名

産業競争力強化法第24条の2第1項の規定に基づき、特別事業再編計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 特別事業再編の目標
2. 特別事業再編の内容
3. 特別事業再編の実施時期
4. 他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得の実績
5. 特別事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法
6. 特別事業再編に伴う労務に関する事項
7. その他

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

1. 特別事業再編の目標

- （1）特別事業再編に係る事業の目標（特別事業再編を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。
- （2）生産性の向上、需要の開拓及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標（事業再編の実施に関する指針（平成26年財務省・経済産業省告示第1号）に規定する具体的な指標を用いる。）を記載する。

2. 特別事業再編の内容

- （1）特別事業再編に係る事業の内容を記載する。
 - ① 計画の対象となる事業を明記するとともにその選定理由を記載する。
 - ② 事業の構造の変更と分野又は方式の変更とに分けて特別事業再編の具体的内容を要約的に記載する。
 - ③ ②の記載中において、次の説明を記載する。
 - イ 当該特別事業再編による生産性の向上が当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。
 - ロ 当該特別事業再編の属する事業分野が過剰供給構造にある場合にあっては、その解消に資するものであること。
 - ハ 内外の市場の状況に照らして、申請者とその営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。
 - ニ 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。
- （2）特別事業再編を行う場所の住所を記載する。
- （3）特別事業再編のために行う措置の相手方である他の事業者、関係事業者又は外国関係法人が行う措置を含む場合には、その名称及び当該他の事業者又は当該関係事業者、当該外国関係法人が法第24条の2第4項の特別事業再編のために行う措置の相手方である他の事業者、法第2条第

- 15項の関係事業者若しくは法第28条第1項の特定関係事業者又は法第2条第16項の外国関係法人であることの説明を記載する。
- (4) 別表1により、特別事業再編のために行う措置の内容については、事業の構造の変更及び分野又は方式の変更ごとに法第2条第17項第2号に掲げる事業活動の要件及び同条第18項各号に掲げる特別事業再編のために行う措置に照らして記載する。
- (5) 別表2により、特別事業再編に伴う設備投資（土地、建物及び設備（リース設備を含む。）の取得等に係る投資をいう。）の内容について、申請者である事業者及びその関係事業者又は外国関係法人ごとにそれぞれ記載する。
- (6) 別表3により、事業又は資産の譲受け又は譲渡に伴い不動産の譲受け又は譲渡を予定している者は、当該不動産の内容について記載する。合併、分割等により不動産の取得を予定している者についても、同様とする。
3. 特別事業再編の実施時期
- (1) 特別事業再編の開始時期及び終了時期を年月をもって記載する。
- (2) 別表4により、毎事業年度の実施予定を記載する。
4. 他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得の実績
- 別表5により、申請の日前5年以内における他の事業者（関係事業者及び外国関係法人を除く。）の経営の支配又は経営資源の取得の実績を記載する。
5. 特別事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- (1) 必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。
- (2) 必要な資金の額及び調達方法は、別表6により記載する。
6. 特別事業再編に伴う労務に関する事項
- (1) 特別事業再編の開始時期の従業員数（申請者である事業者、特別事業再編のために行う措置の相手方である他の事業者及びその関係事業者又は外国関係法人ごとにそれぞれ記載する。以下（5）まで同じ。）
- (2) 特別事業再編の終了時期の従業員数
- (3) 特別事業再編に充てる予定の従業員数
- (4) （3）中、新規採用される従業員数
- (5) 特別事業再編に伴い出向又は解雇される従業員数
- (6) 雇用者給与等支給額（租税特別措置法第10条の5の4第5項第8号又は第42条の12の5第5項第9号に規定する雇用者給与等支給額をいう。以下同じ。）の改善を示す数値目標
- (7) 雇用者給与等支給額を改善する旨を特別事業再編計画の期間内において従業員に表明する旨
7. その他
- (1) 令第12条第1号又は第2号に該当するものは、次の事項を記載する。
- ① 事業再編関連措置を行う事業者の国内売上高合計額その他の令第12条第1号又は第2号に該当するかどうかの基準に係る国内売上高
- ② 申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況
- (2) 令第12条第1号に該当する場合にあっては、（1）の記載事項の様式及び作成方法は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）様式第4号、様式第5号又は様式第8号から様式第12号までに「公正取引委員会」を「主務大臣」とすることその他所要の調整を加えたものによる。
- (3) 令第12条第2号に該当する場合にあっては、（1）の記載事項は、別表7により記載する。
- (4) 法第28条の特例措置の適用を受ける場合にあっては、二以上の事業者が認定特別事業再編計画に従って特別事業再編のための措置を共同して行うことに関する書面による合意の内容及び事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するために講ずる措置の内容を別表8により記載する。
- (5) 法第29条の特例措置の適用を受ける場合にあっては、株式の併合の内容を別表9により記載する。
- (6) 法第30条の特例措置の適用を受ける場合にあっては、株式の発行又は自己株式の処分及び特定株式等取得の内容を別表10により記載する。
- (7) 法第31条の特例措置（会社法第465条第1項の規定の適用についての特例措置を除く。）

の適用を受ける場合にあつては、特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程を別表11により記載する。

別表 1

特別事業再編のために行う措置の内容

措置事項		実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する措置	
法第2条第17項第2号の要件				
	イ 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供による生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成の変化			
	ロ 商品の新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上による商品の生産の効率化			
	ハ 商品の新たな販売の方式の導入又は役務の新たな提供の方式の導入による商品の販売又は役務の提供の効率化			
	ニ 新たな原材料、部品若しくは半製品の使用又は原材料、部品若しくは半製品の新たな購入の方式の導入による商品の生産に係る費用低減			
法第2条第18項の要件		実施する措置の内容及びその実施する時期	措置の相手方となる他の事業者の関係	期待する措置
	一 吸収合併			
	二 吸収分割			
	三 株式交換			
	四 株式交付（他の会社（関係事業者を除く。）の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を保有することとなるものに限る。）			

	五 事業又は資産の譲受け			
	六 他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社の総株主又は総出資者の議決権の100分の50を超える議決権を保有することとなるものに限る。）			

(注)

1. 特別事業再編計画に従って実施する特別事業再編のために行う措置のうち、該当する全ての措置事項について要約的に記載する。同一の措置であって複数の事項に該当する場合は、その旨を記載する。
2. 実施する措置の内容については、次の事項を記載する。なお、申請の段階において未定な部分については、その旨を、その見通しを可能な限り明らかにしつつ記載すること。
 - (1) 吸収合併については、吸収合併する会社の名称、法人番号、住所、代表者の氏名及び資本金の額並びに合併比率及び合併期日を記載する。
 - (2) 吸収分割については、吸収分割する会社の名称、法人番号、住所、代表者の氏名及び資本金の額並びに吸収分割により発行される株式等を引き受ける者並びに分割期日を記載する。
 - (3) 株式交換については、株式交換をする会社の名称、法人番号、住所、代表者の氏名及び資本金の額並びに株式交換比率及び株式交換期日を記載する。完全親会社となる会社及び完全子会社となる会社を明らかにすること。
 - (4) 株式交付（他の会社（関係事業者を除く。）の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を保有することとなるものに限る。）については、株式交付に際して譲り受ける株式に係る会社の名称、法人番号、住所、代表者の氏名及び資本金の額並びに株式交付比率及び株式交付期日を記載する。株式交付親会社となる会社及び株式交付子会社となる会社を明らかにすること。
 - (5) 事業又は資産の譲受けについては、譲り受ける事業又は資産に係る事業者の名称、法人番号、住所、代表者の氏名及び資本金の額、譲り受ける事業又は資産の内容及び価額（株式の場合は、併せてその種類及び数）並びに譲受け期日を記載する。
 - (6) 他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社の総株主又は総出資者の議決権の100分の50を超える議決権を保有することとなるものに限る。）については、取得する株式又は持分に係る会社の名称、法人番号、住所、代表者の氏名及び資本金の額並びに取得する株式の総数及び取得後における当該他の会社の発行済株式に占める取得株式の割合（出資割合）を記載する。
3. 措置の相手方となる他の事業者との関係については、当該措置を行う前における当該他の事業者の株式保有比率及び当該他の事業者の役員のうち申請事業者の派遣役員が占める割合を記載する。
4. 期待する措置について、租税特別措置法第80条第2項の特例措置の適用を受ける場合にあっては、申請事業者が中小企業者又は中堅企業者であって、登録免許税法の施行地に本店又は主たる事務所（個人にあっては、住所又は居所）を有する法第2条第18項に規定する中小企業者又は中堅企業者である場合に限られる。
5. 法第2条第18項各号に掲げる措置については、特別事業再編計画に従って行う他の事業者の経営の支配又は経営資源の取得の対価として交付する金銭その他の財産の価額が1億円以上であることを「実施する措置の内容及びその実施する時期」の欄に記載する。

別表 2

特別事業再編に伴う設備投資の内容

(単位：百万円)

	設備投資所 要資金額	名称	数量	単価	金額	用途	設置場所
年度							
年度							
年度							
合計額							

別表 3

譲受け、取得又は譲渡する不動産の内容

(土地)

(単位：㎡)

	所在地番	地目	面積	その他
1				
2				
3				

(家屋)

(単位：㎡)

	所在家屋番号	種類構造	床面積	その他
1				
2				
3				

(注) 譲受け又は譲渡について、その他欄に記載する。事業又は資産の譲受け又は譲渡に伴う不動産については、その他欄にその旨を記載し、併せて事業又は資産の譲受け元名又は譲渡先名を明記する。合併、分割等により取得をする不動産についても、同様とする。

別表 4

特別事業再編の実施時期

年度	実施内容
年度	
年度	
年度	
年度	
年度	

別表 5

申請の日前5年以内における他の事業者（関係事業者及び外国関係法人を除く。）の経営の支配又は経営資源の取得の実績等

法第2条第18項の要件	措置の内容及び実施時期	措置の相手方となった他の事業者との関係	対価として交付した金銭その他の財産の価額（対価の額が1億円以上のものに限る。）	措置の相手方となった他の事業者の特別事業再編計画への関与
一 吸収合併				
二 吸収分割				
三 株式交換				
四 株式交付（他の会社（関係事業者を除く。）の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を保有するこ				

ととなるものに限る。)				
五 事業又は資産の譲受け				
六 他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社の総株主又は総出資者の議決権の100分の50を超える議決権を保有することとなるものに限る。）				

(注)

- 実施した措置の内容については、次の事項を記載する。
 - 吸収合併については、吸収合併した会社の名称、法人番号、住所及び代表者の氏名を記載する。
 - 吸収分割については、吸収分割した会社の名称、法人番号、住所及び代表者の氏名を記載する。
 - 株式交換については、株式交換をした会社の名称、法人番号、住所及び代表者の氏名を記載する。
 - 株式交付（他の会社（関係事業者を除く。）の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を保有することとなるものに限る。）については、株式交付に際して譲り受ける株式に係る会社の名称、法人番号、住所及び代表者の氏名を記載する。
 - 事業又は資産の譲受けについては、譲り受けた事業又は資産に係る事業者の名称、法人番号、住所及び代表者の氏名並びに譲り受けた事業又は資産の内容を記載する。
 - 他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社の総株主又は総出資者の議決権の100分の50を超える議決権を保有することとなるものに限る。）については、取得した株式又は持分に係る会社の名称、法人番号、住所、代表者の氏名及び資本金の額並びに取得した株式の総数及び取得後における当該他の会社の発行済株式に占める取得株式の割合（出資割合）を記載する。
- 措置の相手方となった他の事業者との関係については、当該措置を行う前における当該他の事業者の株式保有比率及び当該他の事業者の役員のうち申請事業者の派遣役員が占める割合を記載するとともに、当該他の事業者が外国法人でないことを記載する。
- 措置の相手方となった他の事業者の特別事業再編計画への関与については、当該他の事業者が、当該特別事業再編計画による生産性の向上、需要の開拓及び財務内容の健全性の向上を目指す事業部門に含まれている場合には、○印を記載する。
- 対価として交付した金銭その他の財産の価額については、1億円以上であることを記載する。

別表 6

特別事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：百万円)

調達先 費用	資金の借入れ	自己資金	その他	合計	備考
所要額					

(注)

- 「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「資金の借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を記載する。
- 出資について法第33条の規定に基づく中小企業投資育成株式会社による出資を受ける期待がある場合には、その旨を「備考」に記載する。
- 社債又は資金の借入れについて法第34条の規定に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受ける期待がある場合には、その旨を、資金の借入れについては借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。
- 産業競争力強化法施行規則第17条第4項に規定する特別事業再編に係る資金計画を含む場合には、「備考」に当該資金計画に係る債権放棄額の総額を記載するとともに、個々の債権者ごとに当該債権者の氏名（当該債権者が法人の場合にあっては、法人名）、債権放棄額及び債権放棄の実施時期を記載する。

別表 7

1. 事業再編関連措置を行う事業者の国内売上高合計額

(単位：百万円)

	甲	乙
事業再編関連措置を行う事業者の名称		
国内売上高合計額	(年 月期現在)	(年 月期現在)
国内売上高合計額の算出の根拠		

2. 申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況

--

(注)

- 事業再編関連措置を行う事業者が3者以上の場合は、1. 中「乙」に続けて、3者目以降の事業者を「丙」、「丁」等として記載する。
- 国内売上高合計額は、直近事業年度におけるものを記載する。
- 国内売上高合計額の算出の根拠は、企業結合集団（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第10条第2項に規定する企業結合集団をいう。）に含まれる会社のそれぞれの国内売上高、議決権保有割合（特別事業再編関連措置を行う事業者の属する企業結合集団に属する会社等が取得し、又は所有する当該事業者の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。）その他の国内売上高合計額の算定の根拠となる内容を記載する。
- 申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況は、事業再編関連措置に係る商品又は役務に関する事業再編関連措置を行う事業者の同業者の中において占める地

位、市場占有率その他の競争の状況を把握するために参考となるべき事項及び事業再編関連措置に併せて採ることとする措置の内容を記載する。

別表 8

特別事業再編に伴う二以上の事業者が認定特別事業再編計画に従って特別事業再編のための措置を共同して行うことに関する書面による合意の内容及び事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するために講ずる措置の内容

① (二以上の事業者が共同して特別事業再編計画の認定を受けようとする場合において、当該二以上の事業者のいずれか一の事業者及び当該事業者が発行済株式の全部を有する株式会社が特定関係事業者の総株主の議決権の三分の二以上を有している場合以外の場合のみ記載) 当該二以上の事業者が認定特別事業再編計画に従って特別事業再編のための措置を共同して行うことに関する書面による合意の内容	
② (法第28条第1項各号若しくは第2項各号に掲げる行為又は同条第5項の株式等売渡請求(以下別表8において「事業譲渡等」という。)について特定関係事業者とその取締役との利益が相反する状況にある場合その他の不公正な条件で事業譲渡等が行われることにより特定関係事業者の株主の利益が害されるおそれがある状況にある場合のみ記載) 不公正な条件で事業譲渡等が行われることにより特定関係事業者の株主の利益が害されるおそれがある状況の内容及び事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するために講ずる措置の内容	

(注) ①には、二以上の事業者が共同して特別事業再編計画の認定を受けようとする場合において、当該二以上の事業者のいずれか一の事業者及び当該事業者が発行済株式の全部を有する株式会社が特定関係事業者の総株主の議決権の三分の二以上を有している場合以外の場合に、当該二以上の事業者が認定特別事業再編計画に従って特別事業再編のための措置を共同して行うことに関する書面による合意の内容を具体的に記載する。

②には、事業譲渡等について特定関係事業者とその取締役との利益が相反する状況にある場合その他の不公正な条件で事業譲渡等が行われることにより特定関係事業者の株主の利益が害されるおそれがある状況にある場合において、当該状況の内容及び事業譲渡等に係る条件の公正性を担保するために講ずる措置の内容を具体的に記載する。

別表9

特別事業再編に伴う法第29条第1項に規定する株式の併合の内容

① 資本金等の額の減少と同時に行う株式の併合の内容	
② 一単元の株式の数の減少又はその数の廃止の内容	

(注) ①には、資本金等の額の減少と同時に行う株式の併合の内容について、併合比率及び予定の年月日を含め要約的に記載する。

②には、一単元の株式の数の減少又はその数の廃止の内容について記載することにより、株式の併合後各株主がそれぞれ有する単元の数（当該株式の併合と同時に単元株式数を廃止する場合にあっては、各株主がそれぞれ有する株式の数）が、当該株式の併合前において各株主がそれぞれ有する単元の数を下回ることがないことを明らかにすること。

別表10

特別事業再編に伴う法第30条第1項に規定する株式の発行又は自己株式の処分及び特定株式等取得の内容

① （公開買付け（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第27条の2第6項に規定する公開買付けをいい、外国におけるこれに相当するものを含む。以下別表10において同じ。）の方法により特定株式等取得をする場合のみ記載） 公開買付けにおいて取得する予定の他の株式会社又は外国法人の議決権の数の下限	
② （公開買付けの方法以外の方法により特定株式等取得をする場合のみ記載） 特定株式等取得において取得する予定の他の株式会社又は外国法人の議決権の数又はその下限	
③ ①又は②の数の議決権を取得した場合の他の株式会社又は外国法人の総議決権に占める事業者が保有する当該他の株式会社又は外国法人の議決権の数の割合	
④ 法第30条第1項の規定により発行することが見込まれる株式又は処分することが見込まれる自己株式の数	
⑤ 法第30条第1項の規定による株式の発行又は自己株式の処分の結果として同項の子会社が保有することとなる事業者の株式の数	

(注)

- ①には、公開買付けの方法により特定株式等取得をする場合に、金融商品取引法第27条の13第4項第1号に規定する条件（外国における公開買付けの方法に相当するものにあっては、これに相当するもの）を付そうとする場合における当該条件に含まれる他の株式会社の株式

に係る議決権又は外国法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものに係る議決権のうち、外国における新株予約権若しくは新株予約権付社債又はこれらに類似するものに係る議決権を除いた数を記載すること。

2. ②には、公開買付けの方法以外の方法により特定株式等取得をする場合に、特定株式等取得において取得する予定の他の株式会社又は外国法人の議決権の数又はその下限を記載すること。
3. 公開買付けの方法により特定株式等取得をする場合（当該特定株式等取得に係る他の株式会社又は外国法人が事業者の関係事業者又は外国関係法人でない場合に限る。）において、議決権保有割合が100分の40に満たない事業者にあつては、公開買付けにおいて、議決権保有割合が100分の40以上となるように金融商品取引法第27条の13第4項第1号に規定する条件（外国における公開買付けの方法に相当するものにあつては、これに相当するもの）を付す旨を③に記載すること。
4. 公開買付けの方法以外の方法により特定株式等取得をする場合（当該特定株式等取得に係る他の株式会社又は外国法人が事業者の関係事業者又は外国関係法人でない場合に限る。）において、議決権保有割合が100分の40に満たない事業者にあつては、議決権保有割合が100分の40以上となるように講ずる措置の内容を③に記載すること。
5. ⑤は、特定株式等取得に際して子会社が交付する事業者の株式の数を超えない数に限られる。

別表11

特別事業再編に伴う特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程

① 特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程	
② 事業者の株主が特定剰余金配当により交付を受ける特定剰余金配当株式等の売却をすることが困難でない理由	

(注) ①には、金融商品取引所の名称及び上場予定日その他の特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程を記載する。また、特定剰余金配当に係る会社法第454条第1項の規定による決定に係る株主総会又は取締役会の決議において金融商品取引所が特定剰余金配当株式等をその売買のため上場することを承認したことを当該特定剰余金配当がその効力を生ずることの条件とする場合にあってはその旨、当該場合以外の場合にあってはその旨及びその理由も記載する。